

第Ⅳ章 事務手続き

1 工事申請手続き

1.1 書類の届出

公共下水道を使用する場合には、所定の書類を提出し、管理者の確認を受けなければならない。

(Ⅵ-2-11：参照)

1 着手前

(1) 排水設備等工事確認申請書、位置図、工事設計調書、図面（平面図・縦断面図・立面図）を各2部（1部は写）及び排水の使用開始届を1部提出しなければならない。

(2) 申請・しゅん工図面は、新設される排水設備については、赤の実線表示。既設の排水設備については、黒の破線表示とする。

(3) 特殊な設備（阻集器、ディスポーザ、除外施設等）を設置する場合は、詳細図及び必要な書類を提出しなければならない。

2 しゅん工時

排水設備等工事しゅん工届、位置図、工事設計調書（清算）、しゅん工図面（平面図・縦断面図・立面図）、工事検査確認表を各1部提出しなければならない。

1.2 既存配管の取り扱い

既存配管を利用し、排水設備工事をする場合、既存部において不具合があった場合は、申請者に対し不具合の原因を説明し、やり直さなければならない。

ただし、著しく流下能力を阻害する状況でない場合に限り、申請者の経済的理由等により不具合部分を継続使用する場合は、申請者に対し支障の可能性を説明した上で施工すること。

1.3 しゅん工届に添付する書類の取り扱い

排水設備工事が完了し、しゅん工届提出後に外構工事を計画している場合で、地盤高、土被り等が定まらない場合は、造成計画の地盤高により図面作成すること。

1.4 排水設備のしゅん工届提出時の留意事項

以下の事項に留意の上、しゅん工届を提出し、検査を受けること。

1 図 面

(1) 公共柵の位置について、道路、隣地等からのオフセットを記入すること。

(2) 全ての柵の深さ（ドロップ柵の場合は流入と流出）、柵間の芯々の延長を実測し記入すること。

(3) 土被りは20 cm以上確保していること。

- (4) 枳間の延長は、12 m以内となっていること。(管径100 mmの場合)
- (5) 枳間の勾配は、2 %以上 10 %未満となっていること。(管径100 mmの場合)
- (5) 外流しの排水は溜枳で、電気温水器(エコキュート等)の排水はトラップ枳で受けていること。
- (6) 上記溜枳には、エルボトラップがついていること。
- (7) 浄化槽処理より直接放流へ改造施工の場合、撤去した浄化槽の位置を明記すること。
- (8) 設計図面、竣工図面において、枳の位置や数の変更が、わかりやすく表示されていること。

2 その他

- (1) 検査前に、管の清掃後水を流し、滞留する排水管路はないかチェックすること。
- (2) 井戸水の場合、使用人数を明記すること。
- (3) 検査時には、検査立会に必要な工具、メジャー等の準備を万全にし、検査に支障の無い様にする。

1.5 水洗便所改造資金貸付制度利用に伴う申請

申請者が、市の貸付金制度の利用を希望する場合は、工事着手前に必要書類を提出しなければならない。

施工中に変更となった場合は、速やかに変更書類を提出しなければならない。

1 水洗便所改造資金貸付制度について

(1) 貸付対象者

- ① 処理区域内にある家屋の所有者、又は、占有者(当該改造について所有者の同意を得た場合に限る。)であること。
- ② 八千代市に住所を有する者であること。
- ③ 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ④ 償還能力を有すること。
- ⑤ 確実な連帯保証人を有すること。

(2) 連帯保証人

- ① 八千代市に住所を有していること。
- ② 独立して生計を営んでいること。

(3) 貸付金額

資金の貸付金額は、貸付対象の工事に要した費用の範囲内で、1汲み取り口につき30万円以内とする。

(4) 貸付申請の提出書類

排水設備の計画の確認を受けるとともに、連帯保証人と連署の上申請する。

① 水洗便所改造資金貸付申請書添付書類

- ア 申請者の市税納税証明書(市県民税)(非課税の場合は、非課税証明書添付)
- イ 排水設備等確認申請書(金額入り)
- ウ 排水設備等工事設計調書

(5) 貸付の決定

申請を受理後、調査の上、貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

通知は水洗便所改造資金貸付決定通知書（第2号様式）による。

(6) 資金の交付手続・提出書類

排水設備等工事竣工検査合格後、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ① 水洗便所改造資金借用証書（第3号様式）
- ② 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③ 委任状（貸付金の受領に関する件）
- ④ 水洗便所改造資金貸付金振込依頼書
- ⑤ その他管理者が必要と認める書類

(7) 貸付条件

- ① 貸付期間 3年以内
- ② 貸付利子 無利子
- ③ 償還方法 貸付を受けた日の翌月から元金均等分割払いの方法による月賦償還

1.6 申請者への説明

工事責任者は申請者に対し、工事の内容・工事費・完了後の維持管理方法等について、十分な説明を行うとともに、使用開始後の相談についても、真摯に対応を行うよう努めること。

1.7 公共枿及び取付管

公共枿及び取付管については、公共下水道本管と同様に、公共下水道管理者が管理する施設であり、管理者の許可なしに移設、撤去、改造、増設等を行うことはできない。

上記を希望する場合は、八千代市指定下水道排水設備工事業者等に依頼し、申請許可後、依頼業者によって施工すること。

1 公共下水道工事施行承認・排水接続承認申請の事務手続きについて

(1) 申 請

- ① 申請書は正・副2部とし、正はすべて原本とする。
- ② どの筆の部分の土地使用承諾書が必要であるか確認するため、下水道本管、マンホール、取付管、公共枿の新設工事等に関する施工箇所を添付する公図上に汚水は赤字で記載する。
- ③ 全部事項証明書（土地）及び公図は、原則として3ヶ月以内のものを提出する。
ただし、3ヶ月以内のものであっても、記載事項等の変更が判明している場合は、最新のものを提出する。（副は複写可）
- ④ 公共枿等の設置にあたっては、民地及び私道に係る取付管及び公共枿等を新設する箇所の、土地所有者全員の土地使用承諾書（八千代市指定様式）を提出する。
- ⑤ 図面作成に当たっては、管底高や地盤高等において接続する流末既設管の管網図との整合を図る。また、既設本管に割込みマンホールを設置する場合は、分断される既設管の上下流の延長及び管底高、地盤高を図面上に記入する。

- ⑥ 添付する縦断図については、八千代市標準縦断図を参考に、各使用部材名称や、公共柵の深さ、他企業占用物との取り合いが分る数値を必ず記入する。
- ⑦ 工事施工概要の延長(L=)は、公共下水道本管芯から公共柵芯まで及びマンホール芯から公共柵芯までの距離を記入する。
- ⑧ 公共柵の蓋は鎖付きの八千代市市章入蓋を使用する旨を記入する。
- ⑨ 案内図は、縮尺2,500分の1以内とし、工事施工箇所が明確に分かるものを提出する。
- ⑩ 土地使用承諾書の記載事項は、原則、土地所有者本人、又は、法的に認められる代理人が自書し、パソコン等で印字されたものは不可とする。
ただし、申請者が法人かつ押印欄に代表社印がある場合、申請者本人から委任を受けていて、委任状を添付した場合はこの限りではない。
- ⑪ 公共柵取出箇所が多数ある場合は、取付管標準図と、取付管一覧表を添付する。
- ⑫ 取付管標準図は、本管取付の場合とマンホール取付けの場合それぞれ添付する。
- ⑬ 取付管一覧表の項目は、宅地番号、公共柵の深さ、上流マンホールからの距離、本管及びマンホール芯から公共柵の芯までの距離、用地境界から公共柵の芯までの距離を表記する。
- ⑭ 塩化ビニル製公共柵の場合、使用する基礎を縦断図に記入する。
- ⑮ 新設、又は、既設マンホールにインバートを新たに築造する場合は、インバート施工図を添付する。
- ⑯ 八千代市上下水道局所管の雨水本管に接続する場合も、汚水と同様の扱いとする。
- ⑰ 道路占用許可申請は、八千代市の条例を参考にして適切に行う。

(2) 完了編

- ① 工事完了後5営業日以内に、完了届を必ず提出する。
- ② 完了届には、位置図、出来形平面図、出来形縦断図、工事写真を添付する。

ア 工事写真撮影箇所

公共下水道本管及びマンホールへの取付管接続工事に係る工事写真撮影箇所は下記の通りとする。

- ・着工前・完成
- ・舗装厚
- ・埋め戻し(20cm毎)
- ・本管土被り及び占用位置
- ・穿孔状況・削孔廃材
- ・支管ボンド塗布・支管取付・番線巻き
- ・直管及び曲管布設配管・離隔が少ない場合の処置・他埋設物との離隔
- ・砂基礎
- ・柵底部基礎工・柵設置・柵水平確認・柵立上げ・柵深さ
- ・八千代市市章入蓋
- ・道路境界からの距離(オフセット)

- ・マンホール芯から取付支管までの距離が近い又は取付管同士が近い場合は1 m以上の離隔確認が可能な写真

マンホール接続の場合は、上記の写真に下記の写真を追加撮影する。

- ・インバート工

イ 開発行為及び開発事業に係るものについては

位置図

出来高平面図

出来高縦断図（2部提出）すること。

また、検査は現地検査を実施する。

ウ 道路位置指定等本管延長工事を伴う場合も、現地検査を実施する。

1.8 公共汚水桝の新設等工事図面

下水道法第24条の規定により、公共汚水桝の新設、撤去、入替等の工事を申請する場合は、申請図面及び完了図面に下記の項目を記載する。

- 1 上流マンホールからの距離
- 2 本管からの距離（芯距離）

1.9 下水道施設移管申請

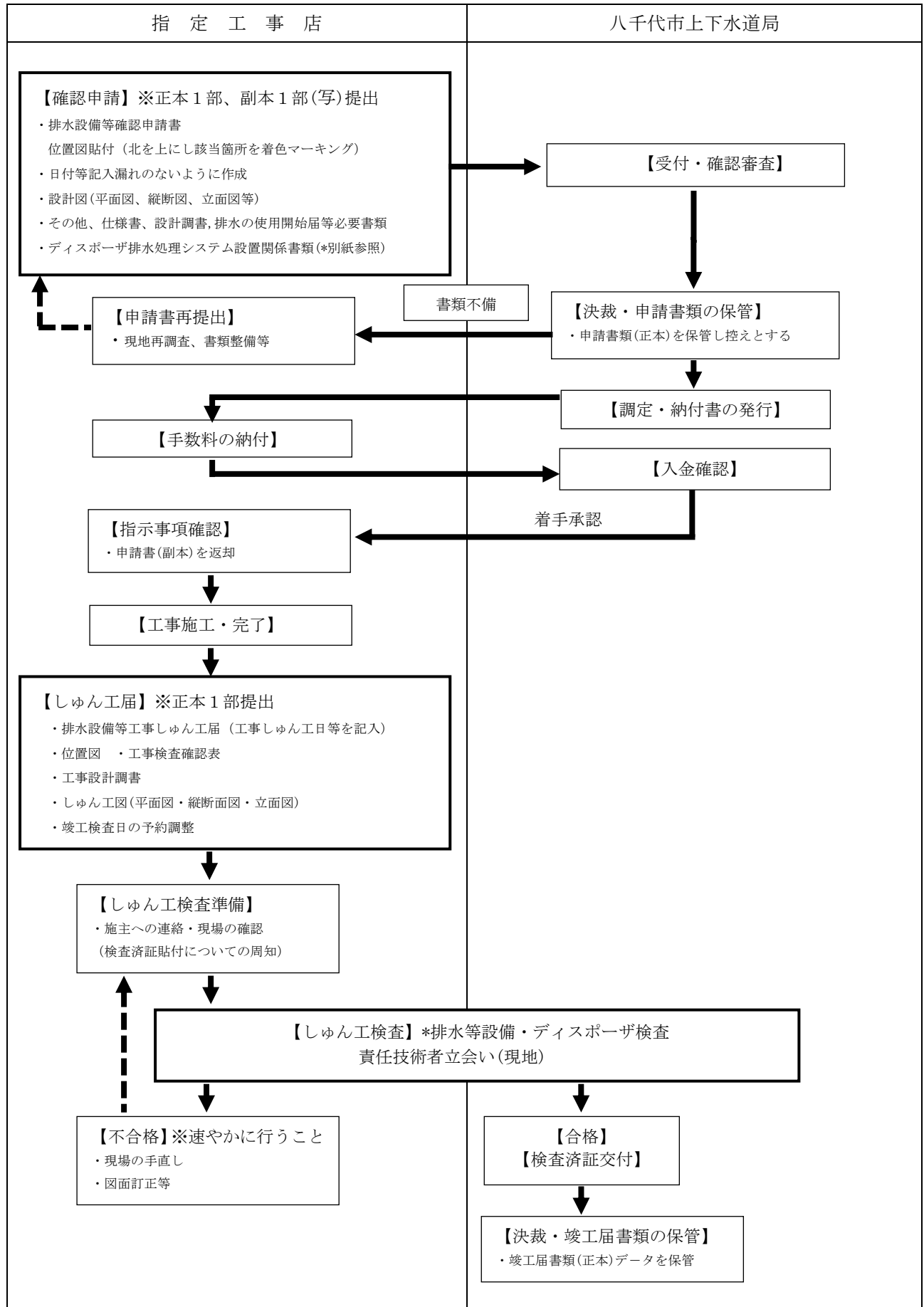
- 1 下水道法第16条及び開発事業等により築造した公共下水道施設については、完了検査終了後又は開発行為完了公告日の翌日以降、速やかに下水道施設の移管申請を行うものとする。
- 2 前項にかかわらず、開発事業以外で本管布設を伴わない公共桝及び取付管の入替、移設、新設等については、公共下水道管理者との協議により、完了検査終了をもって当該公共下水道施設が市に無償譲渡されたものとし、下水道施設の移管申請を要しない。
- 3 下水道施設移管申請書については別添様式のとおりとし、移管完了後適正な維持管理が行えるよう、公共下水道管理者が必要とする書類を添付する。
- 4 調整池用地、管路用地等を移管する場合は、原則八千代市へ所有権移転を行うものとし、当該土地について、抵当権、賃借権等担保、使用及び収益を目的とする権利を設定しないものとし、所有権移転に必要な書類を下水道移管申請書と併せて提出する。

1.10 協 議

基準によらない事項、もしくは疑義等が生じた場合は、工事申請前、又は、必要な都度公共下水道管理者と協議するものとする。

2 工事申請手順・申請様式

排水設備工事申請手順



公共下水道工事施行承認申請書

(本管延長工事申請)

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

住 所 _____
申 請 人 _____
氏 名 _____
TEL () _____

下記のとおり、公共下水道に関する工事を施行したいので下水道法第16条の規定により承認
くださいますよう申請いたします。

記

1. 工事施工場所	八 千 代 市 地 先	
2. 目 的	1. 開発行為 2. 開発事業 3. 道路位置指定 4. その他 ()	
3. 工事施工概要	汚 水	雨 水
	管 径 mm 管 種 1. ヒューム管 2. 塩ビ管 3. 陶管 4. その他 延 長 L= m マンホール 個 公共汚水枳 個	管 径 mm 管 種 1. ヒューム管 2. 塩ビ管 3. 陶管 4. その他 延 長 L= m マンホール 個 雨水枳 個
4. 施工後の処理	工事完了検査後、移管申請書により、完成物件は市に無償移管いたします。 なお、移管申請に関する諸費用等は、申請人によるものといたします。	
5. 工 事 期 間	承認の日から 年 月 日 迄	
6. 施工予定業者	住 所 _____	
	業者名 _____	
	代表者 _____	TEL () _____
7. 添 付 書 類	☐ 位置図・案内図 (1/10,000・1/2,500) ☐ 施工平面図 (1/500) ☐ 縦断図 (1/100・1/500) ☐ 排水接続構造図 (基礎・マンホール・蓋関係・その他) ☐ 公図写し ☐ 登記簿謄本写し ☐ 土地使用承諾書 ☐ その他	

※工事施工方法等については市の指示に従います。

※八千代市下水道事業計画及び下水道設計施工指針等を遵守いたします。

※工事に際し、利害関係のある場合、当該利害関係者の承諾書を添付いたします。

連絡先 TEL ()

排水接続承認申請書

(本管延長に伴う接続及び公共桝接続申請)

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

申請人

住 所

氏 名

TEL ()

下記のとおり、公共下水道に接続したいので承認くださいますよう申請いたします。
記

1. 工事施工場所	八 千 代 市 地 先	
2. 工事施工概要	汚 水	雨 水
	管 径 mm	管 径 mm
	管 種 1. ヒューム管 2. 塩ビ管 3. 陶管 4. その他	管 種 1. ヒューム管 2. 塩ビ管 3. 陶管 4. その他
	延 長 L= m	延 長 L= m
	公共汚水桝 個	雨水桝 個
	桝 深 cm	桝 深 cm
3. 工事着工予定	年 月 日	
4. 工事完了予定	年 月 日	
5. 施工予定業者	TEL ()	
6. 添 付 書 類	☐ 案内図 (1/2, 500) ☐ 平面図 (1/500) ☐ 縦断図 (1/100・1/500) ☐ 排水接続構造図 ☐ 土地使用承諾書 ☐ 登記簿謄本写し ☐ 公図写し ☐ 協定書・同意書(開発事業・開発行為に係るもの)	

- (注) 1. この承認以降に工事着手すること。
 2. 排水管接続に際し、利害関係がある場合、当該利害関係者の承諾を得ること。
 3. 宅地内に公共桝を設置する為、土地所有者の承諾書は必ず添付すること。
 4. 公共桝接続申請に係る施行においては、下記内容を記入すること。

※自費工事とする理由	
※受益者負担金支払い状況	

指示事項等

連絡先 TEL ()

公共下水道施設敷設土地使用承諾書

(宛先) 八千代市事業管理者

土地所有者 住 所

TEL ()

氏 名 ⑩

私の所有する下記の土地に、公共下水道施設を敷設することを承諾します。

記

	私 道 分	宅 地 分
土 地 所 在 地 番		

- 1 申請人が設置する本管、マンホール、公共汚水桝等（以下「施設」という。）の所有権は、八千代市に帰属します。
- 2 施設の維持管理は、八千代市が行います。
- 3 施設の土地占有料は、無料とします。
- 4 施設の設置期間は施設の存続期間とし、存続期間中に施設に損傷等及ぼす行為は禁止します。
- 5 転売その他の理由により、土地所有者に変更が生じた場合、新たな土地所有者は、上記の一切の権利・義務を承継します。

公共下水道工事施行承認申請
排水接続承認申請

変更協議届

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

申請人 住所
氏名
TEL ()

下記のとおり、公共下水道工事施行計画を変更したいので変更協議の届出をいたします。

記

工事施工場所	八千代市					地先
承認年月日	年 月 日					
承認番号	(排水接続) 下水第 号					
	(公共下水道) 下水第 号					
変更内容	汚 水			雨 水		
	変更前	管 径	mm	変更前	管 径	mm
		管 種(本 管)			管 種(本 管)	
		(取付管)			(取付管)	
変更後	延長(本 管)L=	m	変更後	延長(本 管)L=	m	
	(取付管)L=	m		(取付管)L=	m	
	マンホール	個		マンホール	個	
		公共汚水枳	個		雨水枳	個
変更理由						
添付書類	位置図・変更前、変更後図書・その他必要書類					
協議内容		課長	副主幹	主査	担当	
		年 月 日				

中間検査依頼書

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

住所

申請人

又は代理人

氏名

TEL ()

下記のとおり、開発行為・道路位置指定等に伴う公共下水道に関する工事の中間検査をお願いいたします。

記

承認年 月 日	年 月 日
承認番号	(排水接続) 下水 第 号 (公共下水道) 下水 第 号
工事施工場所	八千代市 地 先
検査希望年 月 日	年 月 日 AM 時 : PM 時
施工業者名	TEL
担当者名	

1. この中間検査依頼書は、路盤工事又は道路仮復旧工事完了後に提出すること。
2. この中間検査依頼書に、位置図、出来形図を添付すること。
3. 中間検査を実施する3営業日前までに、中間検査までの工事写真を用意すること。

決 裁	課 長		副主幹		主 査		担当	
検 査	検査日		年 月 日 時～			受理	・ ・	
	担当者					決裁	・ ・	
	結 果		可 ・ 否 （					

排水管接続工事
公共下水道工事

完了届

年 月 日

(宛先)八千代市事業管理者

申請人 住 所 _____
氏 名 _____

下記のとおり、公共下水道に関する工事が完了したので完了届を提出いたします。

記

承認年月日	年 月 日
承認番号	(排水接続) 下水 第 号 (公共下水道) 下水 第 号
工事施工場所	八千代市 地先
完了年月日	年 月 日
検査希望年月日	年 月 日 AM 時 : PM 時
施工業者名	TEL _____
担当者名	

- この工事完了届は、工事完了後 5 営業日以内に提出すること。
- この工事完了届に、位置図、出来形図及び工事写真を添付すること
出来形図：平面図、縦断面図を作図する。
工事写真：必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。
着手前及び完成写真、施工状況写真、使用材料写真、出来形管理写真、
その他及び排水管接続（作成例）の出来形写真必須箇所内容等を工事
記録写真の資料とする。
- 公共下水道工事は、完了検査終了後、下水道施設移管申請書を提出すること。

決 裁	課 長		副主幹		主 査		担 当	
検 査	検 査 日		年 月 日 時～			受理	： ：	
	担 当 者					決裁	： ：	
	結 果		可 ・ 否 （ ）			処理	： ：	
	備 考							

年 月 日

公共下水道工事施行承認申請書
排水接続承認申請書 の取下げ依頼書

八千代市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日に申請し、年 月 日に許可を受けました
公共下水道工事施行承認申請書
排水接続承認申請書 を、下記の理由により取下げをお願いいたします。

1 工事施工場所 八千代市 地先

2 工 事 概 要 工事

3 許 可 日 等 年 月 日
下水 第3ー 号
下水 第4ー 号

4 取 下 理 由

以上

(開発事業以外)

年 月 日

八千代市事業管理者 宛

事業主 住 所
氏 名

連絡先 担当者
T E L

下 水 道 施 設 移 管 申 請 書

下水道施設の設置が完了しましたので、別紙のとおり移管いたします。

1. 移管物件 八千代市 番地先の下水道施設
2. 添付書類
 - (1) 移管施設目録
 - (2) 下水道施設工事明細書（下水道工事分のみ）
 - (3) 位置図（1／10，000・1／2，500）
 - (4) 竣工平面図
 - (5) 排水施設平面図（出来高）
 - (6) 排水施設縦断図（出来高）
 - (7) 流量表・流量計算書
 - (8) 構造図
 - (9) 公図（写）
 - (10) 人孔・公柵写真
 - (11) 用地関係書類一式（下水道用地の移管がある場合）
 - 登記承諾書
 - 印鑑証明書
 - 代表者資格証明
 - 地積測量図
 - 確定測量図
 - 境界杭写真・用地及び調整池外観（四方向）写真
 - その他（測量図・境界杭写真・フェンス構造図・調整池構造図は、データ（CD）も提出）

＊ 申請書はA4ファイルで正副2部提出すること。

(開発事業)

年 月 日

八千代市事業管理者 宛

事業主 住 所
氏 名

連絡先 担当者
T E L

下 水 道 施 設 移 管 申 請 書

年 月 日締結の別紙協議書に基づき下水道施設の設置が完了しましたので、別紙のとおり移管いたします。

1. 移管物件 八千代市 番地先の開発行為区域の下水道施設

2. 添付書類
- (1) 移管施設目録
 - (2) 開発行為協議書
 - (3) 開発行為検査済証
 - (4) 県報（写）又は完了公告
 - (5) 下水道施設工事明細書（下水道工事分のみ）
 - (6) 位置図（1／10，000・1／2，500）
 - (7) 竣工平面図
 - (8) 排水施設平面図（出来高）
 - (9) 排水施設縦断図（出来高）
 - (10) 流量表・流量計算書
 - (11) 構造図
 - (12) 公図（写）
 - (13) 人孔・公樹写真
 - (14) 用地関係書類一式（下水道用地の移管がある場合）
 - 登記承諾書
 - 印鑑証明書
 - 代表者資格証明
 - 地積測量図
 - 確定測量図
 - 境界杭写真・用地及び調整池外観（四方向）写真
 - その他（測量図・境界杭写真・フェンス構造図・調整池構造図は、データ（CD）も提出）

*申請書は,A4 ファイルで正副 2 部提出すること。

排水設備等工事確認申請書類及び提出部数

書類の種類	部 数	備 考
排水設備等工事確認申請書	A4 サイズ 2 部（1 部は写）	
排水の使用開始届	A4 サイズ 水道・井戸・メータ数	
		下水道に接続する分
位 置 図	A4 サイズ 2 部（1 部は写）	
排水設備等工事設計調書（労務費）	A3 サイズ 2 部（1 部は写）	
図面（平面図・縦断図・立面図等）	A3 サイズ等 2 部（1 部は写）	
管理人選定届（集合住宅等）	1 部	排水設備所有者が市外の場合必要
排水ヘッダー使用に係る書類	各 1 部	IV-2-17 参照 念書・仕様製品図（パソコンでコピー可）

排水設備等工事しゅん工書類及び提出部数

書類の種類	部 数	備 考
排水設備等工事しゅん工届	A4 サイズ 1 部	1 確認申請年月日及び番号は、確認申請の許可が下りた日 （申請書の右下のスタンプの日付）
位置図	A4 サイズ 1 部	
図面（平面図・縦断図・立面図等）	A3 サイズ 1 部	出来形で提出すること
排水設備等工事設計調書（清算）	A3 サイズ 1 部	
排水設備工事検査確認表	A4 サイズ 1 部	

排水設備等工事確認申請書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住 所
申請者
氏 名

次のとおり申請します。

1 申 請 区 分	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 修繕 ☐ 撤去				
2 設 置 場 所	八千代市				
3 建 築 確 認	年 月 日付 第 号				
4 用 途	5	着 手 予 定 日	年 月 日		
		しゅん工予定日	年 月 日		
6 使 用 者	世帯主氏名又は 代 表 者 氏 名	(ふりがな)			
		人 員	人	電 話	
7 利 害 関 係 人 の 承 諾 ※申請者本人の場合 は、押印不要です。	土 地 所 有 者	住 所 氏 名	ⓐ		
	家 屋 所 有 者	住 所 氏 名	ⓑ		
8 委 任	委 任 事 項	この排水設備等工事に関する一切の事項			
	委 任 者	氏 名	ⓒ		
	代 理 人	指定排水設備 工 事 業 者 代 表 者 氏 名			
9 添 付 書 類					

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	受 付

記入例

第2号様式（第7条第1項）

排水設備等工事確認申請書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住所
申請者
氏名 工事申請者（手数料負担者）

次のとおり申請します。

1	申請区分	☒ 新設 ☐ 改造 ☐ 修繕 ☐ 撤去			
2	設置場所	八千代市			
3	建築確認	年 月 日付 第 号			
4	用途 ＜例＞ 集合住宅 仮設トイレ 仮設事務所 店舗	途	一般家庭	5	着手予定日 年 月 日 しゅん工予定日 年 月 日
6	者	世帯主氏名又は 代表者氏名	(ふりがな) 使用者が確定している場合のみ記入 人 員 人 電 話		
7	利害関係人の 承諾 ※申請者本人の場合 は、押印不要です。	土地所有者	住所 氏 名	印	
		家屋所有者	住所 氏 名	印	
8	委任	委任事項	本件排水設備等工事に関する一切の事項		
		委任者	氏 名	印	
		代理人	指定排水設備 工事業者 代表者氏名		
9	添付書類	・排水設備等工事確認申請書 2部 ・排水の使用開始等届 部 ・案内図 2部 ・排水設備等工事設計調書 2部 ・平面, 立面, 縦断図 2部			

提出日より
1週間以上
あること

申請者本人
の場合は、
押印不要

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当	受 付

排 水 の 使 用 開 始 等 届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

区 分		住 所		氏 名	
排水設備所有者（家屋所有者）					
排 水 設 備 使 用 者					
代 理 人 （ 管 理 人 ） 総 代 人					
旧 排 水 設 備 所 有 者 等					
次のとおり届け出ます。					
1	届 出 区 分	☐ 新 設 ☐ 再 開 ☐ 廃 止 ☐ 休 止 ☐ 所有者名義変更 ☐ 使用者変更 ☐ 用途変更			
2	設 置 場 所	八千代市 (栓番 号)			
3	料金の支払い場 所	住 所			
		氏 名			
4	排 水 源 種 別	水道水 井戸水 (人) 他	5	用途	用
6	開始（廃止中止） 変 更 の 年 月 日	年 月 日			
7	所有者名義変更の 場 合 の 理 由	☐ 売 買 ☐ 相 続 ☐ 贈 与 ☐ _____			
8	使用者変更の 場 合	新	住 所		
			氏 名		
		旧	住 所		
			氏 名		
9	用途変更の場合				
10	そ の 他				

上記のとおり届出がありました。

処 理 事 項	量 水 器	種 別	番 号	取付前回指針	取外指示	使用日数	使用水量
	区 分	下水道料金	そ の 他	未 納 調 査	・	・	
	未 納 金			料 金 収 入	・	・	
	中 止 ま で 分			台 帳 整 理	・	・	
	徴 収 金				・	・	

排水工事がなくても開始届提出

*井戸 から併用へ
から市水へ
*メータ数 増 へ

記入例

排水の使用開始等届

提出日

年 月 日

※メータの数分

(宛先) 八千代市事業管理者

区 分	住 所	氏 名	
排水設備所有者(家屋所有者)	} 区分の中から、届出人が該当する 箇所に、住所・氏名を記入		
排 水 設 備 使 用 者			
代 理 人 (管 理 人) 総 代 人			
旧 排 水 設 備 所 有 者 等			
次のとおり届け出ます。			
1 届 出 区 分	☐ 新 設 ☐ 再 開 ☐ 廃 止 ☐ 休 止 ☐ 所有者名義変更 ☐ 使用者変更 ☐ 用途変更		
2 設 置 場 所	八千代市	工事場所 記入 (栓番 号)	
3 料金の支払い場 所	住 所	} 支払者が決まっている場合記入	
	氏 名		
4 排 水 源 種 別	☒ 水道水 ☐ 井戸水 (人) 他	5 用途 用	
6 開始(廃止中止) 変更の年月日	年 月 日		
井戸使用は人数記入 (料金人数計算のため)	理由	☐ 売 買 ☐ 相 続 ☐ 贈 与 ☐ ・一般家庭 ・集合住宅 ・仮設トイレ など	
	新	住 所	
		氏 名	
	旧	住 所	
氏 名			
8 使用者変更の 場 合			
9 用途変更の場合			
10 そ の 他			

上記のとおり届出がありました。

処 理 事 項	量 水 器	種別	番号	取付前回指針	取外指示	使用日数	使用水量
	区 分	下水道料金	その他	未 納 調 査	・	・	
	未 納 金			料 金 収 入	・	・	
	中 止 ま で 分			台 帳 整 理	・	・	
	徴 収 金				・	・	

工事業者名記入

枚数が多いとき

1 / 〇

管理人（総代人）選定（変更）届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届 出 人	住 所		氏 名 又 は 代 表 者 職 氏 名	
下記のとおり管理人（総代人）を選定（変更）しましたので、届け出ます。				
1 排水設備等 工事施工場所			水栓 番号	
2 排水設備新設等 確認申請年月日			用途	☐ 一般用 ☐ 団体用 ☐ _____
3 新管理人（総代人） 住 所 氏 名	住所	電話		
	氏名			
4 旧管理人（総代人） 住 所 氏 名	住所	電話		
	氏名			
5 必 要 理 由				
6 添 付 書 類				

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

記入例

管理人（総代人）選定（変更）届

提出日

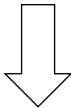
年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届 出 人	住 所	氏 名 又 は 代 表 者 職 氏 名		
下記のとおり管理人（総代人）を選定（変更）しましたので、届け出ます。				
1 排水設備等 工事施工場所	工 事 場 所		水 栓 番 号	
2 排水設備新設等 確認申請年月日			用 途	☐ 一般用 ☐ 団体用 ☐ _____
3 新管理人（総代人） 住 所 氏 名	住所	電 話		
	氏名			
4 旧管理人（総代人） 住 所 氏 名	住所			
	氏名			
5 必 要 理 由				
6 添 付 書 類	共同使用者住所氏名簿			

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

工事業者名記入

上 下 水 道 局		
工事・設置申請  申請確認 工事施工・竣工  竣工届	《申請書類》 - 排水設備等確認申請書・位置図・平面図・立面図・縦断図・工事設計調書等 - ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書 - 適合評価書の写し - 維持管理業務委託契約書の写し、又は維持管理業務契約確約書 設置許可・排水設備等確認申請書副本返却	
	《竣工書類》 - 排水設備等工事しゅん工届 - 竣工図面（位置図・平面図・立面図・縦断図・工事精算調書等） ※ 平面図等にディスポーザ等の位置を記入し、これに従い現地検査を実施する。	

年 月 日

届出者	住所
(設置者)	氏名

I システムの概要

IV-2-19

Ⅱ システムの維持管理計画

※維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。

ア 処理水質 (下水道へ排出する際 遵守する基準値)		B O D S S N—ヘキサン	mg/ℓ未満 mg/ℓ未満 mg/ℓ以下
イ 維持 管理 の 内 容	装 置 名	ディスポーザ部	排 水 処 理 部
	保守点検内容	・ 機器の点検整備の頻度	・ 定期点検の頻度
			・ 水質検査の頻度 〈BOD、SS、N—ヘキサン〉
			・ 汚泥引抜の頻度
	・ 配管内の点検の頻度		
	・ 清掃の頻度		
ウ 点 検 項 目	点 検 主 部	ディスポーザ部	排 水 処 理 部
	点 検 項 目	別紙のとおり	別紙のとおり
	保守点検記録表	別紙のとおり	別紙のとおり

※管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。

※ア 処理水質

イ 維持管理 の内容欄のうちの排水処理部の水質検査の頻度及び汚泥引抜の頻度については、
生物処理タイプのみ記入する。

八千代市事業管理者 様

維持管理業務委託契約確約書

届 出 者 住所
(設置者) 氏名

印

この度、ディスポーザ排水処理システムに係る排水設備等確認申請書の提出にあたり、現時点では、使用者又は委託業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者又は委託業者が決定次第、維持管理者と維持管理業務委託契約を締結し、すみやかに契約書の写しを提出いたします。契約締結までの間は届出者が、責任をもって維持管理を行うことを確約いたします。

記

設 置 場 所 :

ディスポーザ排水処理システム名称 :

評 価 (認 定) 番 号 :

評 価 (認 定) 年 月 日 :

ディスポーザ設置個数 :

排水処理部設置個数 :

ディスポーザ設計人数 :

※維持管理業務委託契約書について

- ① 書式は、特に定めない。
- ② 維持管理契約書は、評価書（認定書）で指定されている維持管理者と、実際に利用する使用者が契約すること

維持管理業務委託契約が届出時に間に合わないときは、維持管理業務委託契約確約書を添付し、維持管理業務委託契約締結次第、速やかに八千代市事業管理者へその写しを提出すること。

以上

排水設備等工事しゅん工届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届出人（指定下水道排水設備工事業者）

住 所
名 称
代表者

次のとおり排水設備等工事のしゅん工検査を受けたいので、届け出ます。

1 確 認 申 請 年 月 日 及 び 受 付 番 号	年 月 日 第 号		
2 工 事 場 所	八千代市		
3 申 請 者	住 所		
	氏 名		
4 下 水 道 排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者	登 録 番 号		
	氏 名		
5 しゅん工年月日	・ ・	6 検 査 予 定 年 月 日	・ ・

上記の届出により検査した結果、次のとおりでした。

検 査	検査年月日	・ ・
	水 栓 番 号	
	結 果	可 ・ 否
検 査 の 所 見		
検 査 職 員	Ⓜ	

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

記入例

排水設備等工事しゅん工届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

届出人（指定下水道排水設備工事業者）

住 所
名 称
代表者

・確認申請の許可がおりた日
返却した申請書の右下のスタンプの日付

次のとおり排水設備等工事のしゅん工検査を受けたいので、届け出ます。

受付番号

1 確認申請年月日 及び受付番号	年 月 日 第 号		
2 工事場所	八千代市		
3 申請者	住 所		
	氏 名		
4 下水道 排水設備工事 責任技術者	登録番号		
	氏 名		
5 しゅん工年月日	・	6 検査予定年月日	・

上記の届出により検査した結果、次のとおりでした。

検 査	検査年月日	・
	水栓番号	
	結 果	可 ・ 否
検 査 の 所 見		
検 査 職 員	印	

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

排水設備工事検査確認表

検 査 員	検査立会員

工事場所			受付年月日	年 月 日	
申 込 者			受付番号	第 号	
検査（確認）項目		検 査（確 認）内 容	排水設備工事 責任技術者 【確認欄】	検査立会者【確認欄】	
				写 真・目 視	聴取
屋 外 排 水 設 備	公設汚水樹 及び 排水取付管	排水取付管は下水道に確実に接続されていること（誤接続の確認）	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		公設汚水樹の大きさが配管深さに応じ適正であり、検査・清掃に支障がないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		樹蓋は密閉蓋とし、市章入りのものを用いていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
	汚水樹設置 位置及び 排水配管	起点において配管の土被りが200mm以上確保できていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		汚水樹（接続樹）が適切な位置（起点・合流点・屈曲点等）に設置されていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		排水管の管径は用途・使用量に比し適正であり、かつ、適切な勾配が確保されていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		材料は、非吸水性、耐食性を有する材質で、堅固な構造であるものを用いていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		段差や障害がなく、汚物の残りや滞留水等が見られないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		汚水樹設置位置や深さ、排水管布設延長がしゅん工図の記載内容に相違ないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
	汚 水 樹	屋内排水器具がトラップを有しない構造である場合、トラップ樹等の外部トラップが設けられていること（ただし、2重トラップにならないように十分留意すること）	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		外部器具（エコキュート等）の排水は、トラップ樹を設け接続していること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		外流しの排水を下水管に接続する場合は、15cm以上の泥溜めを有する溜樹を設置し、かつ、配管下流側にエルボを下向きに設け、枯葉など浮遊物が流入しない構造であること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		上流・下流の配管の落差が大き（一般的には31cm以上）箇所には、ドロップ樹若しくは掃除口等を設置し、急勾配にならないように施工されていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
	排 水 槽 等	排水槽は適切な構造・容量を有していること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
排水ポンプは用途・使用量・設置条件に応じ適正に設置され、かつ正常に機能していること		☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐	
屋 内 排 水 設 備	屋内配管 及び 排水器具	配管の口径・経路・構造等が適切であり、かつ、しゅん工図の記載内容に相違ないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		配管材料及び排水器具は適切に接合・取付けがなされ漏えいがないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		屋内集中一括排水（排水ヘッダー等）においては、点検口等を設けるなど維持管理が容易である位置に設置されていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		排水器具は適切なトラップを有し、かつ、掃除がしやすい構造であること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		配管はトラップの封水を破ることのないよう、通気などが適切に設けられていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		露出配管箇所においては、配管を堅固に固定し、横揺れやたれ下がりがないような措置がなされていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		ディスプレイは基準に準拠したものを用い、かつ、適正に設置されていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
	粗集器	業態別用途及び使用量に対し、適正な器具が設置されていること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
		維持管理に支障がなく、正常に機能していること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐
改造工事	既設汚水樹は、接続箇所の段差・樹の破損等がないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐	
	既設排水管は、接続箇所の漏えい・破損、経年変化による著しい劣化などがないこと	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐	
	既設排水設備は、適正な使用において十分な機能を有するものであること	☐	☐ 適 ・ ☐ 否	☐	

【検査所見】 ※是正箇所・指示事項等がある場合は詳細を記載のこと。 検査実施日 年 月 日 ☐ 良好である ☐ 軽微な改善を要するが概ね良好である ☐ 再検査を要する （再検査予定日 年 月 日）

当該申請物件は、上記確認欄の記載に基づき施工しており、これに相違ないことを誓約いたします。	
【指定下水道排水設備工事業者】 _____	【排水設備工事責任技術者】 登録番号 _____ 号 技術者名 _____

※「検査立会人【確認欄】」の記入にあたっては、各検査項目（内容）につき原則として「写真・目視」をもって確認にあたるものとする。
 ただし、隠ぺい部や埋設部など確認が困難、若しくは不可能な場合は、排水設備工事責任技術者への聴取りをもってこれに代わるものとする。

※太線内は業者記入

記 入 例

検 査 員	検査立会員

排 水 設 備 工 事 検 査 確 認 表

工事場所		受付年月日		年 月 日	
申 込 者		受付番号		第 号	
検査（確認）項目		検査（確認）内 容		排水設備工事責任技術者【確認欄】	
				写 真・目 視 聴取	
屋外排水設備	公設汚水樹及び排水取付管	新規で公設汚水樹を取付けた場合記入		検査立会者【確認欄】	
		確実に接続されていること（誤接続の確認）		□ 適 ・ □ 否 □	
		記管深さに応じ適正であり、検査・清掃に支障がないこと		□ 適 ・ □ 否 □	
	汚水樹設置位置及び排水管配管	起点において配管の土被りが200mm以上確保できていること		□ 適 ・ □ 否 □	
		汚水樹（接続樹）が適切な位置（起点・合流点・屈曲点等）に設置されていること		□ 適 ・ □ 否 □	
		排水管の管径は用途・使用量に比し適正であり、かつ、適切な勾配が確保されていること		□ 適 ・ □ 否 □	
		材料は、非吸水性、耐食性を有する材質で、堅固な構造であるものを用いていること		□ 適 ・ □ 否 □	
		段差や障害物がないこと		□ 適 ・ □ 否 □	
	汚水樹	ビル等の地下階の水が自然流下方式で公共下水道に直接排出できない場合、排水層を設置して排水を一時貯留し排水ポンプで汲上げて排出		□ 適 ・ □ 否 □	
		排水ポンプは用途・使用量・設置条件に応じ適正に設置され、かつ正常に機能していること		□ 適 ・ □ 否 □	
		配管の口径・経路・構造等が適切であり、かつ、しゅん工図の記載内容に相違ないこと		□ 適 ・ □ 否 □	
		配管材料及び排水器具は適切に接合・取付けがなされ漏えいがないこと		□ 適 ・ □ 否 □	
		屋内集中一括排水（排水ヘッダー等）においては、点検口等を設けるなど維持管理が容易で、掃除がしやすい構造であること		□ 適 ・ □ 否 □	
	排水ヘッダーを使用する場合記入	排水器具は適切なト		□ 適 ・ □ 否 □	
		配管はトラップの封		□ 適 ・ □ 否 □	
露出配管箇所におい		□ 適 ・ □ 否 □			
粗集器	デイスポーザは基準に準拠したものをを用い、かつ、適正に設置されていること		□ 適 ・ □ 否 □		
	業態別用途及び使用量に対し、適正な器具が設置されていること		□ 適 ・ □ 否 □		
改造工事	維持管理に支障がなく、正常に機能していること		□ 適 ・ □ 否 □		
	既設汚水樹は、接続箇所の段差・樹の破損等がないこと		□ 適 ・ □ 否 □		
	既設排水管は、接続箇所の漏えい・破損、経年変化による著しい劣化等がないこと		□ 適 ・ □ 否 □		
既設排水設備は、適正な使用において十分な機能を有するものであること		□ 適 ・ □ 否 □			

粗集器使用の場合	所・指示事項等がある場合は詳細を記載のこと。	既設排水管 使用している場合
	月 日	
	概ね良好である	
グリース	年 月 日)	
オイル		
プラスタ		
ヘア		
ランドリー		
サンド		
セメント等		

欄の記載に基づき施工しており、これに相違ないことを誓約いたします。	【排水設備工事責任技術者】
業者】	登録番号 — 号
	技術者名

※「検査立会人【確認欄】」の記入にあたっては、各検査項目（内容）につき原則として「写真・目視」をもって確認にあたるものとする。
ただし、隠ぺい部や埋設部など確認が困難、若しくは不可能な場合は、排水設備工事責任技術者への聴取りをもってこれに代わるものとする。

排水設備等工事（変更・中止・申込取消）届

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住所 _____
申請人 _____
氏名 _____

次のとおり届けます。

1	工事申込受付 月日及び番号	年 月 日 第 号
2	届出区分	☐ 変 更 ☐ 中 止 ☐ 申込取消
3	工事区分	☐ 新 築 ☐ 増 設 ☐ 改 造 ☐ 撤 去
4	工事場所	八千代市
5	工事施行者 (申込者代理人)	住 所 名 称 氏 名
6	届出の理由	
7	工 事 現 場 立会人氏名	

課 長	補 佐	副主幹	主 査	担 当

水洗便所改造資金貸付申請書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住 所
ふりがな
申請者 氏 名
電 話

印

住 所
ふりがな
連帯保証人 氏 名
電 話

印

次のとおり水洗便所改造資金の貸付けを受けたいので申請します。

施工場所	八千代市				
申 請 区 分	1	くみ取便所改造	水 洗 化 の	くみ取口	ヶ所
	2	し尿浄化槽改造	規 模	大便器	個 兼用 個
指定排水設備 工 事 業 者			完 成 予 定	年 月 日	
貸 付 申 請 金 額	円	建 築 物 の 種 類	1	一般住宅	3 アパート等
			2	店 舗	4 そ の 他
家 屋 所 有 者 同 意 欄	私が所有する家屋の排水設備及びくみ取便所を、申請者が水洗便所に改造することに同意いたします 年 月 日 住 所 家屋所有者 氏 名				
添 付 書 類	・申請者の市税納税証明書				
※次の欄は、記入しないこと。					
決 裁	別紙起案のとおり				
決 定 区 分	可 ・ 否		決 定 額	円	
受 付	決 裁	通 知	備		
第 号		第 号	考		

収 入
印 紙

水 洗 便 所 改 造 資 金 借 用 証 書

年 月 日

（宛先）八千代市事業管理者

住 所
借 受 人
氏 名
実印

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。

借 用 金 額							円
利 子	無 利 子						
償 還 期 間	年 月から 年 月まで						
償 還 方 法	第 1 回 目			第 2 回目から第 回目まで			
	円			円			
借 用 条 件	裏面のとおりに						

上記に相違ないことを認め、水洗便所改造資金の償還債務を連帯して負担します。

住 所
連帯保証人
氏 名
実印

注 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

裏面

借 用 条 件

1. 水洗便所改造資金は、貸付対象の工事に要する費用として使用すること。
2. 償還金は、毎月末日までに事業管理者の指定する場所に納入すること。
3. 水洗便所改造資金の繰上償還を命じられたときは、当該資金の未償還分を事業管理者の通知する
日までに完済すること。
4. 借受人は、納入期限までに償還金又は未償還金を納入しないときは、事業管理者が特に認めた場
合を除き、その期日の翌日から納入の日までの期間について年 14.6%の延滞金を払うこと。
5. 1 から 4 までに定めるもののほか、借受人は、八千代市水洗便所改造資金貸付条例及び八千代市
水洗便所改造資金貸付条例施行規程を遵守すること。

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、下記の
権限を委任する。

水洗便所改造資金等工事に対する貸付金
¥ _____ の受領に関する件。

年 月 日

委任者住所 _____

氏 名 _____ (実印)

受任者住所 _____

氏 名 _____ (印)

(宛先) 八千代市事業管理者

年 月 日

(宛先) 八千代市事業管理者

(振込依頼者)

⑨

水洗便所改造資金貸付金振込依頼書

水洗便所改造資金貸付金について、下記(振込先)に振り込んで下さいますようお願い申し上げます。

記

(振込先)

金 融 機 関

銀 行

支 店

金 庫

組 合

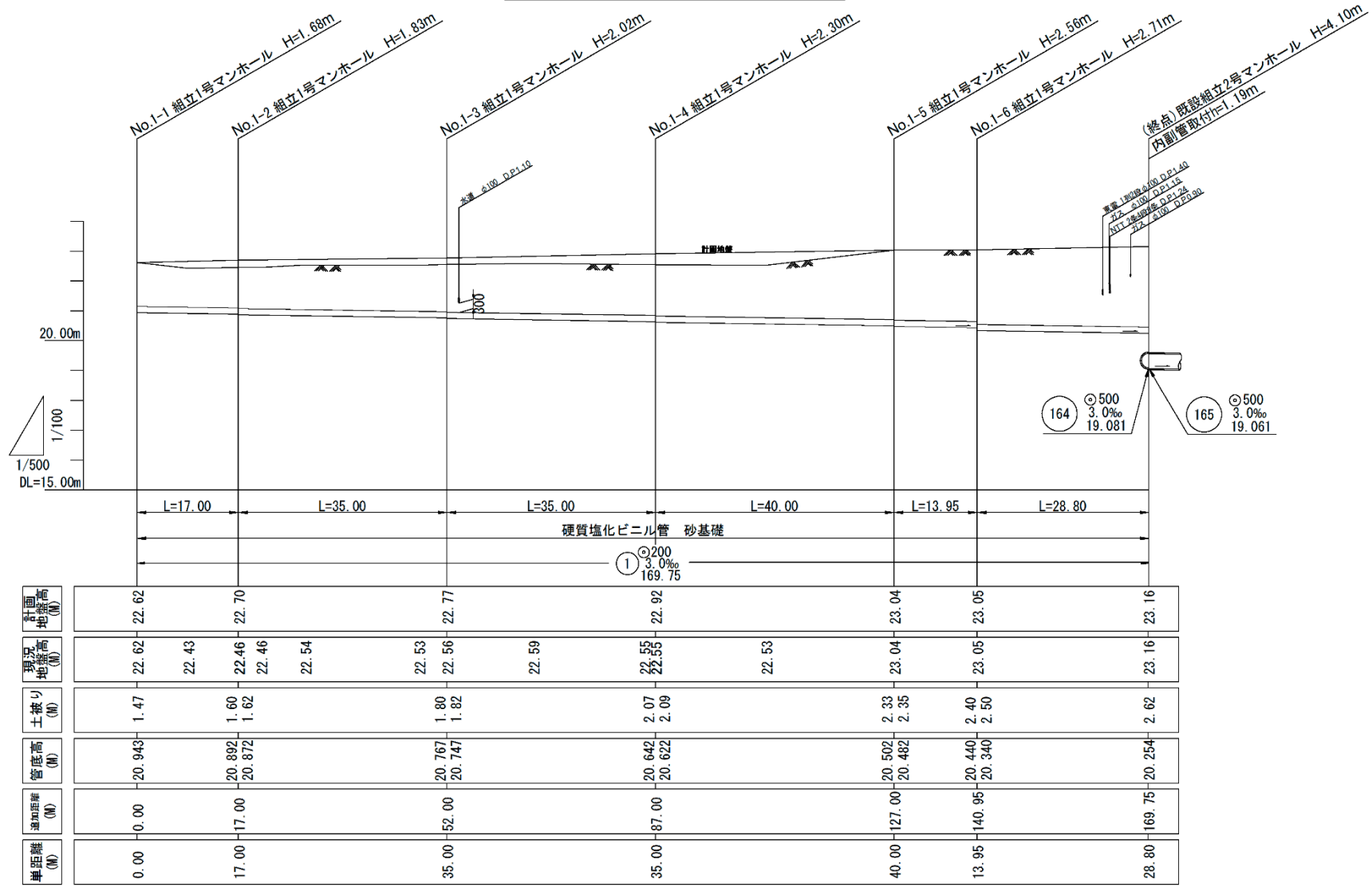
種 目 普 通 ・ 当 座

口 座 番 号

(フリガナ)

口座名義人

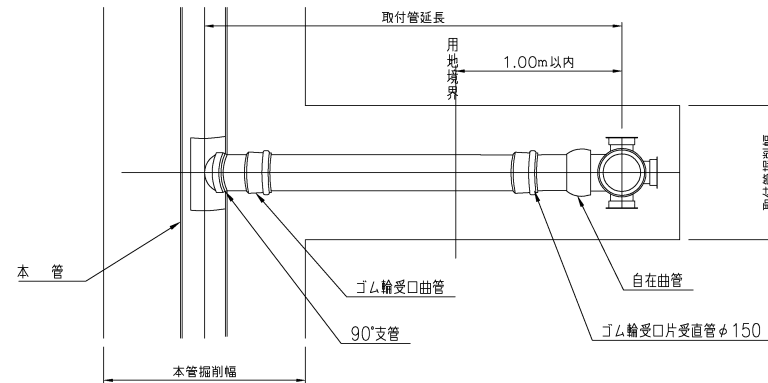
縮尺	A1	縱	1:100
		橫	1:500



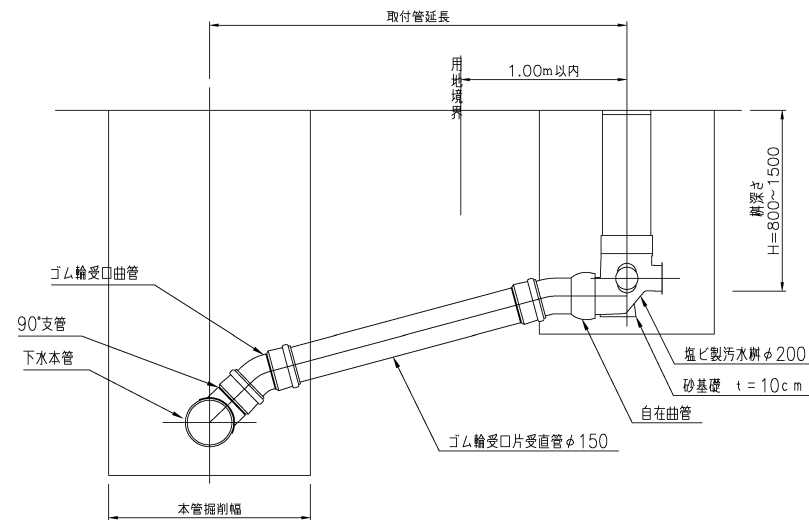
塩ビ污水枳及び取付管布設標準図

縮尺 A1 1:10
A3 1:20

平面図（標準横型污水枳）



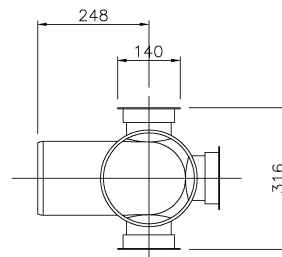
断面図（標準横型污水枩）



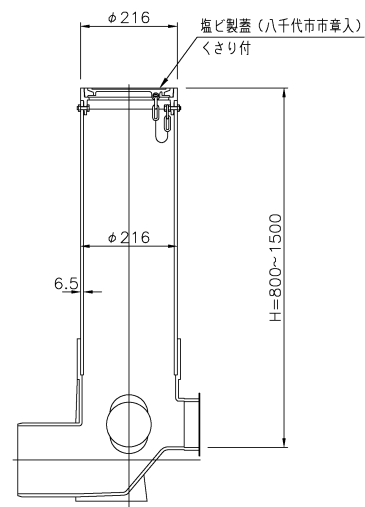
φ 200標準横型塩ビ柵

縮尺 A1 1:10
A3 1:20

平 面 図



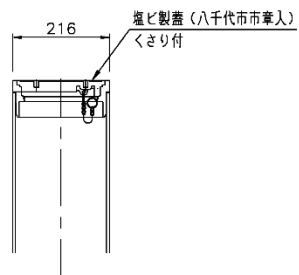
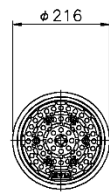
断 面 図



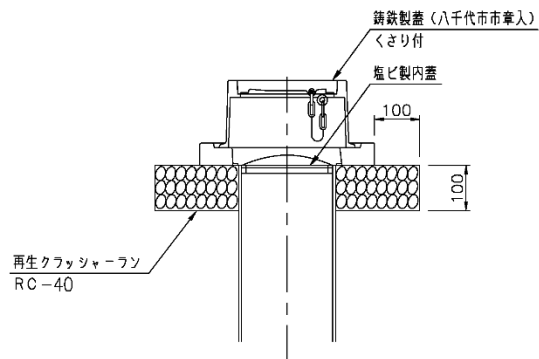
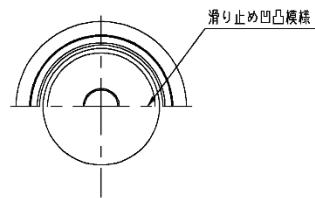
蓋標準図

縮尺 A1 1:10
A3 1:20

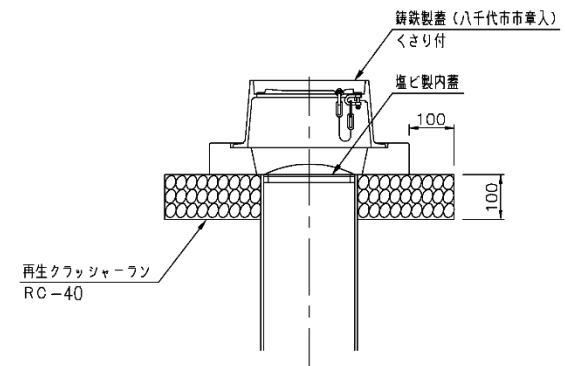
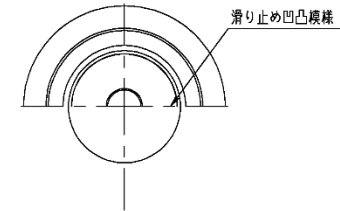
塩ビ製蓋 (t-2)



防護蓋 (t-8)



防護蓋 (t-14, t-25)



3 その他注意事項

3.1 申請時の留意点

- 1 工事の申請は、工事着工予定日の直前ではなく早めに提出すること。
必ず許可がおりてから着工すること。
- 2 申請とは異なった工事を実施する場合は、必ず事前に協議を行い、図面の差替えをすること。
特に、勾配など止むを得ず施工基準を逸脱する場合は、早めに協議を行うこと。
- 3 工事の利害関係人に対しての調整は、申請前に必ず行うこと。
- 4 取付桝との境界は、必ず現地調査を行い確認すること。

3.2 工事中の留意点

工事中、申請事項に疑義が生じた場合は、必ず協議を行い、図面の差替えをすること。

- 1 勾配が基準に満たなくなったとき、極端に大きくなった場合。
- 2 竣工（完了）が予定日より1ヶ月以上の延滞が生じる場合。
- 3 その他申請内容に大きな変更がある場合。

3.3 工事完了後の留意点

- 1 工事完了後、排水設備の工事については3日以内に竣工届を提出し、公共下水道に関する工事については、5営業日以内に完了届を提出し、市の検査を受けること。
- 2 検査を行なう場合には、施主に日時等を事前に連絡し、トラブルのないようにすること。
- 3 検査において指摘事項があった場合には、1週間以内に再施工し、速やかに再検査を受けること。
- 4 検査時点で手直しが無いように自主検査を行い、万全な体制で検査に臨むこと。
- 5 井戸が設置されている場合は、井戸の位置とその用途（宅内の使用箇所）を必ず竣工図に記載すること。

第V章 参考資料

1 雨水流出抑制指針（公共下水道編）

（目的）

第1条 この指針は、八千代市の公共下水道（雨水）整備済み区域における開発行為等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を必要とする開発行為及び第43条の規定による許可を必要とする建築物の新築等並びに八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例（平成20年条例第26号）第4条第1項第2号及び同項第3号の規定による条例適用事業をいう。以下同じ。）において、雨水流出抑制施設の設置を指導することにより、雨水の流出抑制を図り、もって河川の氾濫、道路冠水の防止及び地下水の涵養に寄与、良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この指針における用語の意義は、都市計画法、下水道法（昭和33年法律第79号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例の例による。

（雨水流出抑制施設の設置等）

第3条 雨水流出抑制施設の設置については、次のとおりとする。

- (1) 開発行為等において事業者は、流末施設及び雨水排水計画の状況により雨水の流出抑制を必要とする場合は、市と協議の上、雨水流出抑制施設（事業者等の管理する開発事業区域内に雨水を貯留できる施設を含む）を設置するものとする。
- 2 雨水流出抑制施設の設置にかかる協議先、容量算定方法、構造及び接続については、次のとおりとする。
 - (1) 雨水流出抑制施設の設置に関する協議先は、次表1のとおりとする。なお、次表1以外の場合は、接続先の各公共施設管理者と協議をするものとする。

表1 協議先

開発行為等の所在地	協議先
公共下水道（雨水）整備済み区域	下水道課

- (2) 公共下水道施設（雨水）が整備されている場合、雨水流出抑制施設の容量は、本指針に記載の計算方法に基づいて算出するものとする。なお、その構造は本指針に定めるほか下水道課と協議するものとする。
- (3) 八千代市下水道事業計画区域において公共下水道施設（雨水）が整備されている場合は原則とし

て公共下水道施設（雨水）に接続するものとし、公共下水道施設（雨水）以外（道路側溝等）への接続に際しては、当該施設管理者と協議するものとする。

- (4) 浄化槽処理水は浸透型施設に流入しないようにすること。
- (5) 浸透対象層の浸透能力を評価することにより、浸透量を加味することができるものとする。評価手法は、現地浸透試験により行うこととする。

（雨水流出抑制施設の設置期間）

第4条 本指針に基づき設置した事業者管理の雨水流出抑制施設については、下流域の整備が完了するまでを設置期間とするものとする。ただし、下流域の整備完了後においても八千代市下水道全体計画区域にあっては次表2に定める排水区別流出係数を越える流出量について雨水流出抑制をするものとする。

表2 排水区別流出係数表

排水区名	流出係数	排水区名	流出係数	排水区名	流出係数	排水区名	流出係数
八 千 代	0.45	鳥 ケ 谷	0.50	須 久 茂	0.50	花 輪	0.50
萱 田 南 第 1	0.40	保 品	0.55	村 上	0.50	石 神 第 1	0.55
萱 田 南 第 2	0.40	勝 田	0.50	米 本	0.50	石 神 第 2	0.55
萱 田 南 第 3	0.40	上 高 野	0.55	佐 山	0.50	石 神 第 3	0.55
萱 田	0.50	黒 沢	0.45	勝 田 台	0.40	津 金	0.55

（間地貯留型雨水調整施設の設置制限）

第5条 間地貯留型雨水調整施設での流出抑制は、共同住宅や商業施設等事業区域の一角に建築物等が集中するような開発行為等を除き原則としてできないものとする。

（浸透型雨水流出抑制施設の設置制限）

第6条 浸透型雨水流出抑制施設は、次の区域に該当する場合には、原則として設置できないものとする。

- (1) 土壌汚染区域及び地下水汚染区域
- (2) 地下水位の高い区域その他浸透効果の得られない区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域等法令指定区域
- (4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- (5) その他の傾斜地及びその近接区域（別図参照）
- (6) その他事業区域及び周辺地域の地盤の安定性を損なうおそれのある区域

(雨水流出抑制施設の維持管理)

第7条 開発行為において、本指針に基づき設置した維持管理の容易な（自然流下）雨水流出抑制施設は、都市計画法第36条第3項の規定による工事完了公告後、原則としてその用地及び施設を市に無償で提供するものとする。

2 事業者が維持管理をする雨水流出抑制施設にあつては、完了検査後速やかに市と事業者との間で協定を締結するものとし、入居者等に十分な説明を行い、かつ、施設の維持管理について入居規定等に定めるなど、施設の管理責任の継承が的確に行われるようにし、適正に維持管理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和6年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 令和6年6月30日までに協議を行った開発行為等については、八千代市雨水流出抑制施設整備指導指針（令和4年10月1日最終改正）の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 令和6年6月30日までに協議を行った開発行為等について、同年7月1日以降に変更協議等が行われる場合は、八千代市雨水流出抑制施設整備指導指針（令和4年10月1日最終改正）の規定のほか、この指針の規定も考慮する。

本指針に記載されていない事項については、関連する最新の技術指針等に準拠する。

- 1 防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例増補改訂（一部修正）版（公益社団法人日本河川協会）
- 2 流域貯留施設等技術指針（案）―増補改訂版―（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）
- 3 増補改訂雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）
- 4 増補改訂雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）
- 5 プラスチック製地下貯留浸透施設技術指針（案）（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会）
- 6 下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- 7 下水道雨水調整池技術基準（案）解説と計算例（公益社団法人日本下水道協会）
- 8 千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き（千葉県県土整備部）
- 9 千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引の解説（千葉県県土整備部）
- 10 下水道設計施工指針（八千代市上下水道局）

計算方法

開発区域の雨水量が開発地域の計画雨水量を越える量について、合理式に基づく降雨強度曲線とのクロスポイントまでの累計値を求めた雨水量に堆砂量（15m³/ha）を加えた量を調整容量とします。

(1) 流出係数Cの算定

流出係数Cは、工種別面積及び流出係数を加重平均し算定するものとする。

「計算例」花輪排水区: 0.50 (流出係数)	(工種別)	屋根……………0.90
排水面積: 0.22 [ha]		道路……………0.85
C: 流出係数 (加重平均による計算)		浸透性舗装……………0.70
屋根 0.10(ha) × 0.90 = 0.0900		全浸透インターロッキング……………0.40
道路 0.05(ha) × 0.85 = 0.0425		透水コンクリート……………0.40
水面 0.01(ha) × 1.00 = 0.0100		その他の不透面……………0.80
間地 0.04(ha) × 0.20 = 0.0080		水面……………1.00
<u>公園 0.02(ha) × 0.15 = 0.0030</u>		間地……………0.20
計 0.22(ha) 0.1535		公園(緑地)……………0.15

$$\text{加重平均すると} \frac{0.1535}{0.22} = 0.69772 \approx 0.70$$

加重平均値から各排水区に設定された流出係数を引いた $0.70 - 0.50 = 0.20$ に対して調整量の算定をする。

(2) 雨水量の算定

合理式より算定する。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \quad [\text{m}^3/\text{sec}]$$

C: 流出係数 (加重平均による計算結果)

I: 降雨強度 = $\frac{5000}{40+t}$ [mm/h] (5年確率)

A: 排水面積 = 開発事業面積 [ha]

t: 流達時間 = t₁ + t₂ [分]

$$t_1 = 5 \text{ 分}, \quad t_2 = \frac{\text{管渠延長(最長延長)}L}{\text{管渠内の平均流速}(V) \times 60} \quad [\text{分}]$$

管渠内の平均流速(V)の算定(クッターの公式)

$$(V) = \frac{N \times R}{\sqrt{R+D}} \quad [\text{m/sec}]$$

i: 勾配

$$N = \left(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{i}\right) \times \sqrt{i}$$

n: 粗度係数 (0.013)

$$D = \left(23 + \frac{0.00155}{i}\right) \times n$$

WA: 流水面積 [m²]

$$R = \frac{WA}{WP} \quad [\text{m}]$$

WP: 流水潤辺長 [m]

上記のように管渠内の平均流速(V)は算出できるが、この例では(V)=1.0m/secとして、最長延長L=130mと仮定して計算すると $t_2 = \frac{130[\text{m}]}{1.0[\text{m/sec}] \times 60} = 2 \text{ 分}$ (少数点以下は四捨五入) によって流達時間 t は t₁ + t₂ = 5分 + 2分 = 7分となる。

$$\begin{aligned} \text{雨水量 } Q &= \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+t} \times C \times A \quad [\text{m}^3/\text{sec}] \\ &= \frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+7} \times 0.20 \times 0.22 = 0.013002364 \quad [\text{m}^3/\text{sec}] \end{aligned}$$

(3) 放出量の算定

$$\text{放出量 } Q_2 = \text{雨水量 } Q \times \frac{1}{5} \quad [\text{m}^3/\text{sec}] = \text{雨水量 } Q \times \frac{1}{5} \times 600 \quad [\text{m}^3/10 \text{ 分}]$$

$$Q_2 = 0.013002364 \times \frac{1}{5} = 0.002600472813 \approx 0.0026 \quad [\text{m}^3/\text{sec}]$$

ここで、tを10分毎にするため式を変形すると

$$Q_2 = 0.013002364 \times \frac{1}{5} \times 600 = 1.560283688 \approx 1.5603 \quad [\text{m}^3/10 \text{ 分}]$$

(4) 調整量の算定

流入量と放出量とのクロスポイントまでの累計値を調整量とし、累計値は10分毎に算出したものとする。

「計算例」 流出係数：C=0.20

流達時間：t=7[分]

排水面積：A=0.22[ha]

放出量：Q₂=1.5603[m³/10分]

t=10分のとき

〈10分毎の流入量〉

$$\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+10} \times 0.20 \times 0.22 \times 600 = 7.333333 \approx 7.3333 \text{ (小数点第五位四捨五入)}$$

〈Q₀+Q₁₀〉 t=0分から10分の平均は

$$\frac{Q_0 + Q_{10}}{2} = \frac{0 + 7.3333}{2} = 3.6667$$

t=20分のとき

〈10分毎の流入量〉

$$\frac{1}{360} \times \frac{5000}{40+20} \times 0.20 \times 0.22 \times 600 = 6.111111 \approx 6.1111$$

〈Q₁₀+Q₂₀〉 t=10分から20分の平均は

$$\frac{Q_{10} + Q_{20}}{2} = \frac{7.3333 + 6.1111}{2} = 6.7222$$

上記の計算例に基づき10分毎の流入量の平均値が、放出量1.5603[m³/10分]以下になるまで、このような計算を繰り返す。

上記の計算に基づく雨水量を以降の表に示す。

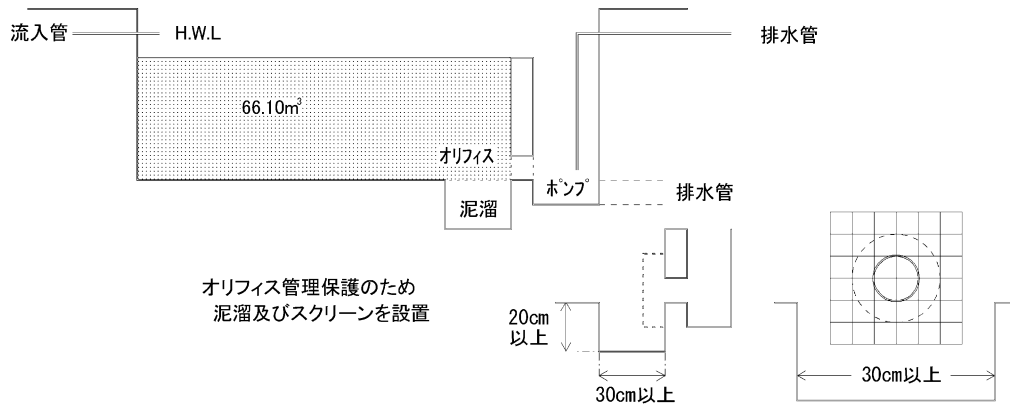
10分毎の雨水量の計算表

t	40+t	10分毎の流入量	(Q _{t-10})+Q _t	平均
10	50	7.3333	7.3333	3.6667
20	60	6.1111	13.4444	6.7222
30	70	5.2381	11.3492	5.6746
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
190	230	1.5942	3.2609	1.6305
200	240	1.5278	3.1220	1.5610
210	250	1.4667	2.9945	1.4973
計				62.7967m ³

≒ 62.80m³

(5) 貯留容量の算定

雨水量は62.80m³となり、これに堆砂量1ヘクタール当たり15m³を加えた量62.80+(0.22×15)=66.10m³が貯留量となります。



(6) オリフィスの吐口断面積の算定

$$Q A \geq C \times A \times \sqrt{2gh} \quad [\text{m}^3/\text{sec}]$$

C : 0.598 (オリフィスの流出係数)

A : $\frac{\pi d^2}{4}$ $[\text{m}^2]$ (吐口の断面積)

g : 9.8 $[\text{m}/\text{sec}^2]$ (重力加速度)

h : $h' - d/2$ $[\text{m}]$ (水深)

d : 吐口の直径 $[\text{m}]$

h' : 吐口底面までの水深 $[\text{m}]$

$$Q A = \frac{1}{360} \times c \times i \times a \quad [\text{m}^3/\text{sec}]$$

c : 流出係数 (排水区の流出係数)

i : 降雨強度 $[\text{mm}/\text{h}]$ (50mm/h で算定)

a : 排水面積 $[\text{ha}]$

上記の計算式により A (断面積) を求め、円形管又は函渠のオリフィスの直径 (d) を決定する。

「計算例」 流出係数 : $c = 0.50$

排水面積 : $a = 0.22$ $[\text{ha}]$

$$\begin{aligned} Q A &= \frac{1}{360} \times c \times i \times a \quad [\text{m}^3/\text{sec}] \\ &= \frac{1}{360} \times 0.50 \times 50 \times 0.22 \\ &= 0.015277777 \end{aligned}$$

$h' = 1.00\text{m}$ の場合

$h' = h$ と仮定

$$\begin{aligned} 0.015277777 &\geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times 1.00} \\ \pi d^2 &\leq 0.007347525258 \\ d &\leq 0.085717706 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} Q A &\geq C \times A \times \sqrt{2gh} \quad [\text{m}^3/\text{sec}] \text{ に代入する。 } h = h' - \frac{d}{2} \\ &\geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times h} \\ &\geq 0.014946798 \end{aligned}$$

d 1 を代入

$$0.015277777 \geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times \left(1.00 - \frac{d1}{2}\right)}$$
$$d^2 \leq 0.007510227143$$
$$d2 \leq 0.086661566$$

$Q A \geq C \times A \times \sqrt{2gh}$ [m³/sec] に代入する。 $h = h' - \frac{d2}{2}$

$$\geq 0.598 \times \frac{\pi d^2}{4} \times \sqrt{2 \times 9.8 \times h}$$
$$\geq 0.01527401$$

以下流出量 0.015277777 [m³/sec]になるまで計算を繰り返し、直径 d を求める。

d 2 を代入

$$d 3 \leq 0.086672252$$

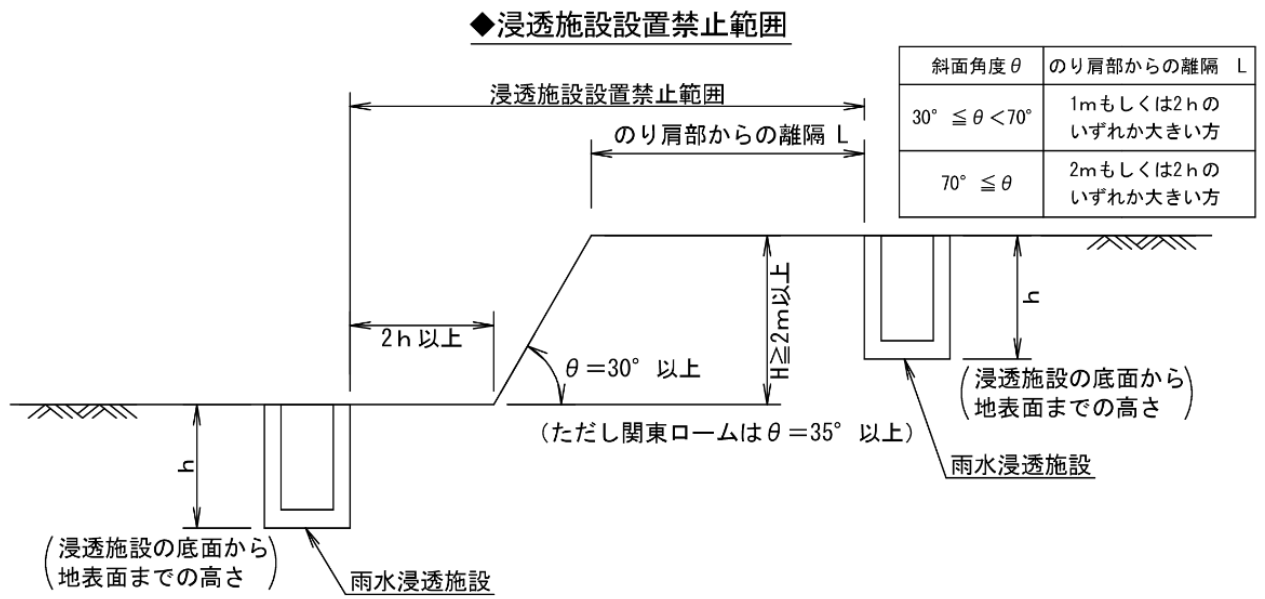
$$Q A \geq 0.152778176$$

d 3 を代入

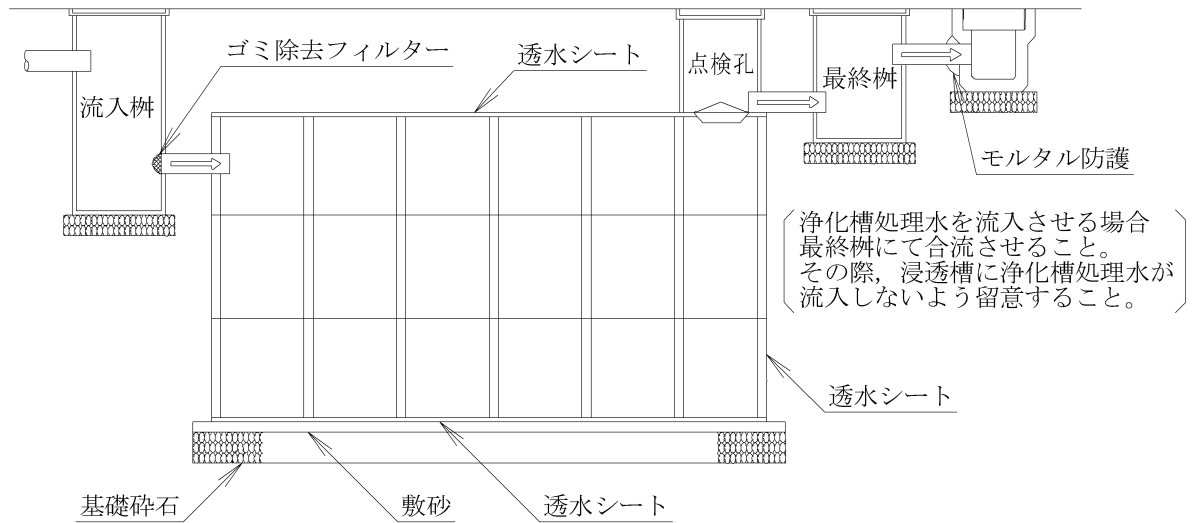
$$d 4 \leq 0.086672373$$

$$Q A \geq 0.15277777 \quad \text{OK}$$

よって $d \leq 0.086672373$ [m] $\div 86$ [mm]となる。



浸透式調整槽標準構造図



2 開発事業技術指針（第6章排水施設等）

2.1 排水施設等の計画

- 1 開発事業者は、排水施設等の計画に当たり、次のとおり設計したうえで、設置するものとする。
 - (1) 市長と協議する場合は、本指針に基づき、また最新の下水道設計施工指針（八千代市上下水道局発行）に準じ、これらに記載のない事項は、最新の下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づくものとする。
 - (2) 事業管理者と協議する場合は、本指針及び最新の下水道設計施工指針（八千代市上下水道局発行）に基づき、これらに記載のない事項は、最新の下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づくものとする。
 - (3) 詳細については、市長及び事業管理者と協議するものとする。
- 2 排水施設等は、開発事業区域の規模、形状及び周辺の状況並びに予定建築物等の用途等を考慮し、開発事業区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発事業区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適切に配置するものとする。
- 3 開発事業区域及び周辺流域から流出する雨水を適切に処理するため、開発事業区域の面積、予定建築物等を考慮し、開発事業者の負担において「八千代市雨水流出抑制指針(公共下水道編・道路編)」に基づく雨水流出抑制施設を計画し、設置するものとする。

2.2 排水施設等の設置

開発事業者は、計画排水区域を対象として、計画汚水量及び計画雨水量を計算するものとし、地形上計画排水区域外より流入する場合は、その下水量を考慮するものとする。

- (1) 下水の排除方式は、公共下水道事業計画区域にあっては、汚水と雨水の分流式で、污水管渠、雨水管渠その他の排水施設は、原則この計画に基づき設置するものとする。
- (2) 原則として、自然流下とすること。
- (3) 汚水は公共下水道処理区域においては、公共下水道に直接排除するものとする。公共下水道事業計画内未整備区域においては、開発事業者の負担で公共下水道を整備できるものとする。なお、公共下水道事業計画区域外にあっては、開発事業者の負担で污水处理施設を設置するものとする。
- (4) 公共下水道に接続されない污水管渠等の維持管理は、污水排水施設の移管に関する協定書を事業管理者と別途締結し、開発事業者又はその協定を承継した者が行うものとする。なお、当該開発事業区域が公共下水道処理区域に編入された場合は、開発事業者又はその協定を承継した者の負担により速やかに開発事業区域内の污水管渠等を公共下水道に接続するものとし、污水集合処理施設の跡地利用については、市長及び事業管理者と協議するものとする。
- (5) 開発事業に伴い排除先の既設污水管渠の能力が不足すると認められる場合にあっては、事業管理者と協議し、能力不足が生じない地点までの間を原則として開発事業者の負担において改修するものとする。
- (6) 市が管理する排水施設が整備されていない場合にあっては、開発事業者の負担において排水流末を整備するものとする。

- (7) 下水管渠の埋設位置及び深さを定めるに当たり、道路管理者及び他埋設物管理者等と協議すること。
- (8) 河川その他公共の用に供している排水路等に雨水又は処理水を放流する場合は、あらかじめ当該施設の管理者と協議し同意を得るものとする。
- (9) 市が管理する排水施設に開発事業により新設される排水施設を接続する場合は、別途排水接続に関する申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (10) 開発事業区域内に存する排水路又は放流先の排水路で、改修工事中の場合又は改修計画のある場合は、あらかじめ当該施設の管理者と協議しなければならない。
- (11) 排水施設等を道路敷外に設置する場合は、市長及び事業管理者と協議の上、当該施設の敷設及び維持管理に必要な用地を確保し、市に無償で提供するものとする。
- (12) 汚水の排水は、暗渠によって排出するものとする。
- (13) 雨水の排水設備については、可能な範囲において浸透性の施設を設置すること。